

教育委員会提出議案

第10号議案

豊島区立教育センター処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月27日

豊島区教育委員会教育長 金 子 智 雄

豊島区立教育センター処務規則の一部を改正する規則

豊島区立教育センター処務規則(昭和62年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(分掌事務等)

第2条 センターの担当係長及び指導主事の担任意務は、次のとおりとする。

- (1) 教育センターの管理運営に関すること。
- (2) 日本語指導に関すること。
- (3) スクールソーシャルワーカー活用事業に関すること。
- (4) 幼児、児童、生徒及び保護者の教育相談に関すること。
- (5) 児童及び生徒の不登校対策支援と適応指導に関すること。
- (6) 不登校対策の計画及び推進に関すること。
- (7) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学相談に関すること。
- (8) 特別支援教育に関すること。
- (9) スクールカウンセリングに関すること。
- (10) センターの庶務に関すること。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

令和 7 年度組織改正に伴い、所要の改正を行う。

(資 料)

別添のとおり。

豊島区立教育センター処務規則（昭和62年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
○豊島区立教育センター処務規則 昭和62年 9 月 21 日 教育委員会規則第11号 （趣旨） 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第 1 項及び豊島区立教育センター条例（昭和62年豊島区条例第20号）第15条の規定に基づき、豊島区立教育センター（以下「センター」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。 （平22教委規則 3 ・ 一部改正） （分掌事務等） 第 2 条 センターの担当係長及び指導主事の担任意務は、次のとおりとする。 （1） 教育センターの管理運営に関すること。 （2） 日本語指導に関すること。 （3） スクールソーシャルワーカー活用事業に関すること。 （4） 幼児、児童、生徒及び保護者の教育相談に関すること。 （5） 不登校の児童及び生徒の適応指導に関すること。	○豊島区立教育センター処務規則 昭和62年 9 月 21 日 教育委員会規則第11号 （趣旨） 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第 1 項及び豊島区立教育センター条例（昭和62年豊島区条例第20号）第15条の規定に基づき、豊島区立教育センター（以下「センター」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。 （平22教委規則 3 ・ 一部改正） （分掌事務等） 第 2 条 センターの担当係長及び指導主事の担任意務は、次のとおりとする。 （1） 教育センターの管理運営に関すること。 （2） 日本語指導に関すること。 （3） スクールソーシャルワーカー活用事業に関すること。 （4） 幼児、児童、生徒及び保護者の教育相談に関すること。 （5） 児童及び生徒の不登校対策支援と適応指導に関すること。

(新設)

- (6) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学相談に関する
こと。
- (7) 特別支援教育に関すること。
- (8) スクールカウンセリングに関すること。
- (9) ICTを活用した日本語指導及び特別支援教育の推進に伴う関係機
関との調整に関すること。
- (10) ICTを活用した不登校の児童及び生徒の適応指導の推進に伴う
関係機関との調整に関すること。
- (11) ICTを活用した学校・幼稚園の学習活動の推進に伴う関係機関と
の調整に関すること。
- (12) センターの庶務に関すること。

(令 5 教委規則14・全改)

(略)

(担当課長)

第 6 条 第 3 条第 2 項に規定する担当課長の名称及び担任职務は次のと
おりとする。

ICT教育推進担当課長

- (1) ICTを活用した日本語指導及び特別支援教育の推進に伴う関係機
関との調整に関すること。
- (2) ICTを活用した不登校の児童及び生徒の適応指導の推進に伴う関

(6) 不登校対策の計画及び推進に関すること。

(7) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学相談に関する
こと。

(8) 特別支援教育に関すること。

(9) スクールカウンセリングに関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

(10) センターの庶務に関すること。

(令和 7 教委規則 3・全改)

(略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

係機関との調整に関すること。

- (3) ICTを活用した学校・幼稚園の学習活動の推進に伴う関係機関との調整に関すること。

(令4教委規則3・追加)

(報告)

第7条 所長及び担当課長は、重要又は異例に属する事項は、そのつど教育部長に報告しなければならない。

(平23教委規則3・全改、平27教委規則12・令3教委規則5・一部改正、令4教委規則3・旧第6条繰下)

(準用)

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項に関しては豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和44年教育委員会規則第1号）及び豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成17年教育委員会訓令甲第9号）の定めるところによる。

(平3教委規則4・一部改正、平8教委規則2・旧第11条繰下、平12教委規則19・旧第12条繰上・一部改正、平15教委規則4・旧第11条繰上、平23教委規則3・旧第10条繰上・一部改正、令4教委規則3・旧第7条繰下)

附 則

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月8日教委規則第1号）

(削除)

(削除)

(報告)

第6条 所長及び担当課長は、重要又は異例に属する事項は、そのつど教育部長に報告しなければならない。

(平23教委規則3・全改、平27教委規則12・令3教委規則5・一部改正、令4教委規則3・旧第6条繰下)

(準用)

第7条 この規則で定めるもののほか、必要な事項に関しては豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和44年教育委員会規則第1号）及び豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成17年教育委員会訓令甲第9号）の定めるところによる。

(平3教委規則4・一部改正、平8教委規則2・旧第11条繰下、平12教委規則19・旧第12条繰上・一部改正、平15教委規則4・旧第11条繰上、平23教委規則3・旧第10条繰上・一部改正、令4教委規則3・旧第7条繰下)

附 則

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月8日教委規則第1号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。

附 則（平成３年３月19日教委規則第４号）

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附 則（平成８年４月１日教委規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年４月１日教委規則第３号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則（平成12年３月31日教委規則第19号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附 則（平成13年３月29日教委規則第18号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附 則（平成15年３月27日教委規則第４号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

附 則（平成17年５月17日教委規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年３月24日教委規則第８号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附 則（平成22年２月23日教委規則第３号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附 則（平成23年３月10日教委規則第３号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。

附 則（平成３年３月19日教委規則第４号）

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附 則（平成８年４月１日教委規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年４月１日教委規則第３号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則（平成12年３月31日教委規則第19号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附 則（平成13年３月29日教委規則第18号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附 則（平成15年３月27日教委規則第４号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

附 則（平成17年５月17日教委規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年３月24日教委規則第８号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附 則（平成22年２月23日教委規則第３号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附 則（平成23年３月10日教委規則第３号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第12号）
（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委規則第7号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第7号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日教委規則第5号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日教委規則第3号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日教委規則第14号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第12号）
（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委規則第7号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第7号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日教委規則第5号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日教委規則第3号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日教委規則第14号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日教委規則第3号）
この規則は、令和7年4月1日から施行する。